

議案第 157 号「建物収去土地明渡等請求事件に関する権利の放棄及び和解について」

1 本件概要

門司区西海岸地区の市有地を、株式会社海成所有の建物が不法占有する問題について、市では、平成 29 年 11 月、同社を相手取り、建物収去土地明渡し及び当該土地の使用料相当額の損害賠償を求める訴えを提起していた。

その後、利害関係人である株式会社アクアネット広島から、「株式会社海成が市に負う債務の一部を引き受ける代わりに建物を取得し、関門汽船株式会社と業務提携のうえ、門司港にクルーズ船を誘致し、建物を国際ターミナルとして活用したい。」と申し出があり、弁護士による協議を経て、裁判所から和解を勧告されたので、市では、これを受け入れ、債権の一部を放棄したうえで和解するもの。

なお、議会の議決を経て和解が成立したのち、和解事項の履行を確認し、本件訴えを取り下げる予定。

2 関係者

- (1) 訴訟の相手方 株式会社海成（かいせい） 代表取締役 李 勲（イ フン）
- (2) 利害関係人 株式会社アクアネット広島（本社：広島市）
関門汽船株式会社（本社：門司区）

3 和解の主な内容

- (1) ㈱アクアネット広島は、引き受けた債務合計 3,675 万 4,040 円を、市に支払う。
 - 土地の占用使用料の滞納分 2,454 万 800 円
 - 固定資産税等の滞納分 672 万 600 円
 - 使用料相当損害金 549 万 2,640 円（不法占有を開始した平成 29 年 4 月から、仮和解契約を締結した平成 30 年 7 月までの分）
- (2) ㈱海成は、債務を支払った㈱アクアネット広島に対し、建物等所有権を移転する。
- (3) 市は、
 - 使用料相当損害金のうち、102 万 9,870 円を債権放棄する。
（仮和解契約を締結した翌月の平成 30 年 8 月から和解成立予定の 10 月までの分）
 - 条例等に基づき、土地の占用使用料及び固定資産税等の滞納分に係る延滞金を減免する。
 - 建物を取得する㈱アクアネット広島から申請を受け、土地の使用を許可する。

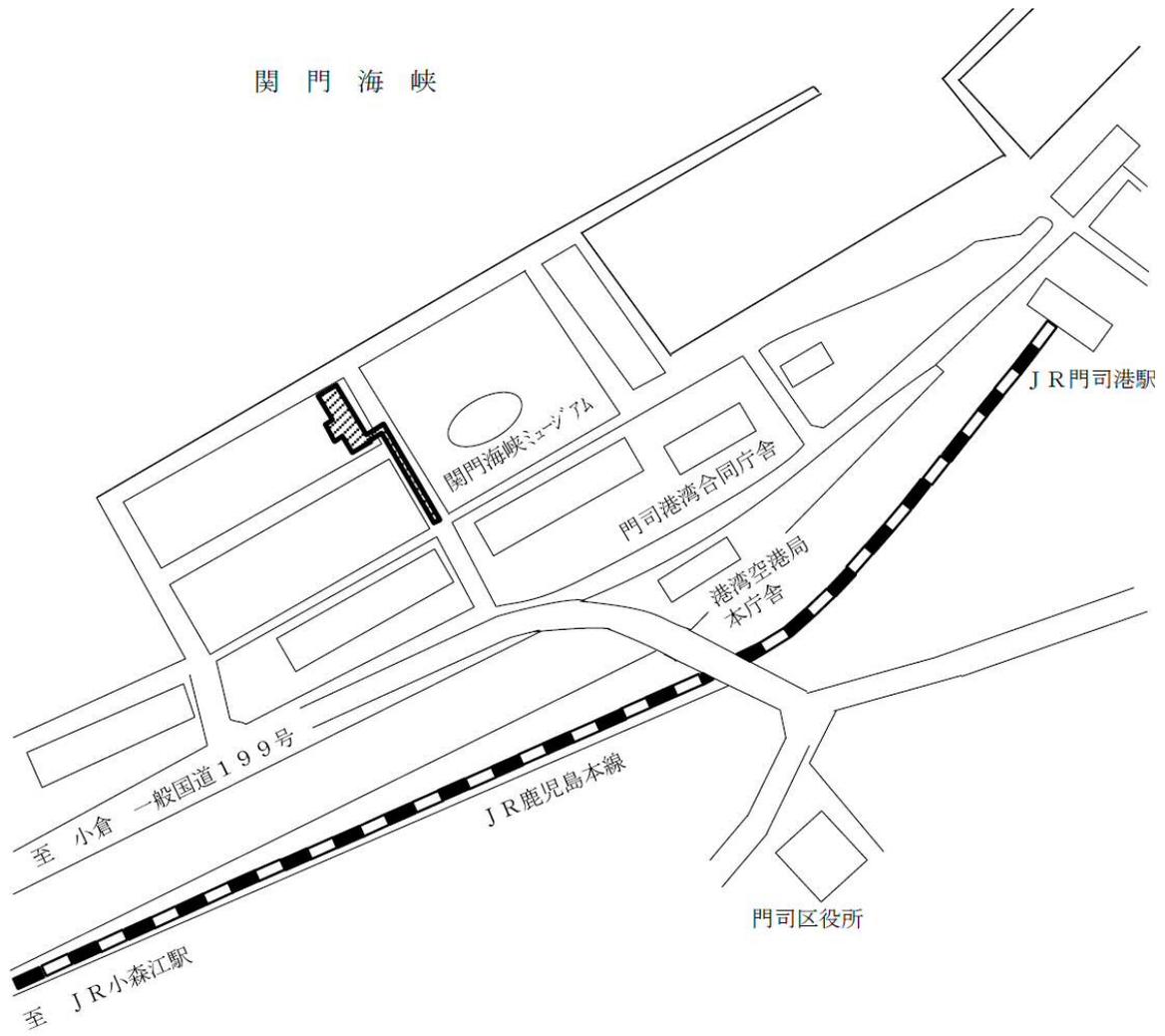
4 和解のメリット

- 一部債権放棄する必要はあるが、元々の課題だった債権回収問題を解決できること
- 土地の不法占有が解消され、新たな用途で、施設が有効活用されること
- 門司港へのクルーズ船誘致、門司港レトロのにぎわいつくりにつながる

5 スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 平成 30 年 7 月 18 日 | 裁判所の和解勧告書 |
| 7 月 27 日 | 関係 4 者間で、仮和解契約書締結 |
| 9 月議会 | 議決（可決）により、和解成立（仮和解→本和解） |
| 10 月中 | 和解事項の履行を確認し、訴えを取り下げる予定 |

6 対象施設位置図



7 施設現況写真

